



～相続人が認知症のときの遺産分割～



税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生

相続人の中に認知症の人がいる場合があります。認知症の人は、判断能力・意思能力を欠いているので、法律行為である遺産分割を行うことはできません。そのため認知症の相続人がいる場合には、成年後見制度を利用して遺産分割を行うことになります。

1. 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって事理弁識能力を欠き、物事を適切に判断できない人を保護するための制度です。事理弁識能力を欠く人が単独で物事を判断・実行しようとする、他人に利用され、その人の財産が本人の意思に関係なく処分されてしまうなどの不利益を被らないようにしようとするものです。

[任意後見制度]

認知症になる前のまだ判断能力がある元気なうちに、予め信頼できる人との間に「任意後見契約」を締結しておき、実際に判断能力が低下したときの財産管理等に備えるというものです。

[法定後見制度]

すでに認知症等になり本人の判断能力が衰えている場合に、配偶者や親族等の申立てにより、家庭裁判所に保護者を決めてもらうものです。本人の判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」の3種類に分けられ、保護の内容もそれぞれ異なります。

※ 任意後見人が遺産分割の代理人になるには、任意後見契約に「遺産分割協議の代理」が明記されていなければなりません。それ以外の場合は「法定後見制度」を利用することになります。

2. 認知症の相続人がいるときの手続きの流れ

認知症等で物事を理解・判断することができない相続人がいる場合の手続きは次のようになります。

- (1) まず、認知症等の相続人に法定後見人をつけるために、家庭裁判所で「後見開始の審判」手続きを行い、後見人（成年後見人）を選任してもらう。（成年後見人の選任までの期間は、家庭裁判所への申立てから数か月かかります。）
- (2) 選任された成年後見人が、認知症等の相続人の代理人となり、他の相続人との遺産分割協議を行う。
- (3) 遺産分割協議がまとまったら遺産分割協議書を作成し、その内容に応じて遺産の名義変更等の手続きを行う。（成年後見人が代理人として、必要な署名や手続きを行う。）

3. 注意すべき事項

- 1 意思能力が失われている相続人（被後見人）が不利益になるような内容の遺産分割は認められません。被後見人が、法定相続分の遺産を取得するように遺産分割を行わなければいけません。
- 2 被後見人と後見人が相続人同士となり、お互いの利益が対立（遺産を争う）することがあります。例えば、父が死亡し、認知症になっている母（被後見人）と、母の後見人になっている子が相続人となるときがあります。このとき母と子はお互いに遺産分割において相手方となってしまうため、このような場合には、母の権利を守るために「特別代理人」を選任する必要があります。
- 3 成年後見人になった人は、遺産分割協議が終了した後も、成年後見人として財産の管理等をしなければいけません。成年後見人をやめることができるのは、家庭裁判所がやむを得ない事情があると認めて許可した場合や成年被後見人が死亡した場合に限られます。

認知症の相続人（認知症になる可能性）がある場合には、遺言書を作成しておくべきです。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp